

沖縄県立看護大学ハラスメント調査委員会規程

(平成19年2月21日)

[沿革] 平成29年3月17日 改正

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）ハラスメント防止規程第10条の定めに基づき、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）に必要な事項について定める。

(任務)

第2条 調査委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- 1) 申立人から調査の申し立てがなされたハラスメントに関する事案について、事実関係を明らかにすること。
- 2) 申立人及び被申立人等の関係者から事情を聴取すること。
- 3) 調査報告書を防止委員会に提出すること。
- 4) その他、当該事案の事実関係を明らかにするために必要なこと。

(調査委員会の構成)

第3条 調査委員会は、防止委員会の指名する次の委員をもって構成する。

- (1) 防止委員会委員 若干名
- (2) 防止委員会委員以外の教職員 若干名
- 2 調査事案に関わった相談員は、調査委員を兼務してはならない。
- 3 委員の構成は、客観性、中立性及び公平性を確保するため、男女比に配慮するとともに、当事者の関係者をできるかぎり除外する。
- 4 調査委員会に委員長を置く。委員長は防止委員会委員長が指名する。
- 5 当事者は、1回に限り、調査委員会委員の忌避を防止委員会委員長に申し立てすることができる。防止委員会委員長は、防止委員会に諮り、申し立てに正当な理由があるときは、他の委員を調査委員会委員として指名するものとする。

(調査委員の任期)

第4条 調査委員の任期は、調査委員会が設置された日から書面による結果報告が終了する日までとする。

(義務)

第5条 調査委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
- 2) 苦情の申立人の抑圧や被害の揉み消しになるような言動をしてはならない。
- 3) 被申立人が苦情の内容を否定し、又は申立人の同意に基づく行為であったと主張した場合、その有無について説明責任を申立人に追わせてはならない。
- 4) 申立人及び被申立人等の関係者の名誉及び人権を侵害することのないよう慎重に行動しなければならない。

5) その他、申立人を不当に不利に扱うことのないようにしなければならない。

(調査手続き)

第6条 調査委員会は、事案の当事者、関係者、その他事案の調査に必要と認められる者から事情を聴取することができる。

2 前項の聴取にあたっては、申立人又は被申立人の請求があった場合、付添人一名の同席を認めるものとする。

3 調査委員会は、必要と認める場合には、申立人又は被申立人の関係者に対して、調査を著しく困難にするおそれのある行為の停止又は排除を命じることができる。

4 調査委員会は、必要に応じて専門家の助言を受けることができる。

(調査委員会の報告)

第7条 調査委員会は、防止委員会に対し、調査委員会が設置された日から原則として2ヶ月以内に書面による調査結果の報告を行う。

(調査の取り下げ)

第8条 申立人は、いつでも調査の申立てを取り下げることができる。

(調査の終了)

第9条 調査は、次の各号の一つに該当する場合に終了するものとする。

1) 調査委員会の調査が完了し、調査報告を防止委員会に提出したとき。

2) 申立人が、調査の申立てを取り下げたとき。

3) 調査委員会が、調査の継続が不可能と判断したとき。

(守秘義務)

第10条 調査委員会の委員及び調査に関与した者は、関係者のプライバシーに配慮し、任務で知りえた事項を漏洩してはならない。

第11条 この規程に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、防止委員会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年2月21日から施行する。

附則

この規程は、平成29年3月17日から施行する。